る産業廃棄物の収集又は運搬を行う者であって、次のいずれかに該当するものとする。

一　国の委託を受けて自ら産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。）

二　国の委託を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（前号に掲げる者を除く。）であって、次のいずれにも該当するもの（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。以下この条において「産業廃棄物収集等一次受託者」という。）

イ　次に掲げる事項を記載した書面を国に提出し、当該産業廃棄物収集等一次受託者が受託業務を委託することについてあらかじめ国の書面による承諾を受けていること。国に提出した書面に記載した事項に変更が生じたときも、同様とする。

(1)　当該産業廃棄物収集等一次受託者の受託業務に係る委託を受ける者（当該受託した業務が数次の委託契約によって行われるときは、国と産業廃棄物収集等一次受託者との間の委託契約の後次の全ての委託契約の当事者（委託を受ける者に限る。）を含む。）の氏名又は名称

(2)　当該者が行う中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬の内容

(3)　当該者が次に掲げる基準に適合する者であること。

(イ)　受託した業務（当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

(ロ)　法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

(ハ)　いかなる方法をもってするかを問わず、受託した業務を一括して他人に委託しない者であること。

ロ　委託契約を書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項を定め、かつ、必要な書面を添付すること。

(1)　委託する産業廃棄物の数量

(2)　収集又は運搬する産業廃棄物の数量

(3)　産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地

(4)　その他必要な事項

ハ　国との間の委託契約に、イの規定により国の書面による承諾を受けた者がイ(3)の基準に適合しなくなったとき及び当該産業廃棄物収集等一次受託者がイの承諾を受けずに受託した業務を委託したときは、国において当該委託した業務を解除することができる旨の条項を定めること。

ニ　中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬に関する運行計画（次号において「産業廃棄物収集等運行計画」という。）を作成すること。

ホ　中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、当該収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常時把握すること。

三　産業廃棄物収集等一次受託者が国から受託した業務に係る委託を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であって、次のいずれにも該当するもの（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。ロにおいて「産業廃棄物収集等受託者」という。）

イ　前号イ(3)に適合すること。

（新規）

る産業廃棄物の収集又は運搬を行う者であって、国の委託を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。）とする。

（新規）